

はじめに

人生いろいろな出来事の中で知っていなかったために、受けられるものも受けなかったとか、又、その後権利を行使したが時効によって権利が消滅し、損をしたことはないでしょうか。

サラリーマンの場合、社会保険（健康保険や厚生年金保険）とか労働保険（労災保険や雇用保険）の適用があることは分かっているけれども、詳しい法律の定めや基準或いは給付内容や手続の方法等について、ほとんどの方は知らないのではないのでしょうか。

又、知らないことを逆手にとって最低の労働条件を定めている労働基準法を守らないとか、過重労働による過労死等、社員を物のように使い捨てているブラック企業が多く存在し社会問題化しているのも事実です。

（労働基準法…労働基準法の定める条件は最低であり、労働基準法を下回る労働条件は違法行為）

本書では具体的な事柄について、法的にどんなことが定められており、どんな手続きをすることにより労働者として、或いは被保険者として権利の行使や保険の給付を受けられるか、又、法律に違反する不当な待遇であるか否かについて、主なケースを中心にまとめてみました。

（特殊な条件や事柄、或いは判断の分かれる微妙な事項については紙面の都合上省略しています）

事象ごとに本書を読んで頂き、大まかな知識を得た上で、会社や人事、総務担当者或いは関係行政機関等に相談し、或いは疑問や問題点があれば時には説明を求めることも労働者の不利

益防止の為に必要と思われる。又、ある程度法的な知識を持っておれば、何を質問し何を相談したいかが見えてくるものである。

但し、注意したいことは会社の人事・総務担当者等に相談や、疑問や問題点の説明を求める場合には次の手順に留意し細心の注意を払わなければならない。

- ①まず本書を参考にするとともに会社の就業規則や労働契約書で定められている事項も調べておく。(企業によって定められている内容が違う場合がある為)

(注 本書は一般的、標準的な条件を前提に、法律で定められていることを中心に掲載しており、特殊な条件等がある場合は掲載内容と違う取扱いになる場合がある)

- ②人事、総務担当者に相談や、疑問や問題点の説明を求める場合、言葉は柔らかく、決めつけの言い方をしない。

- ・人事、総務担当者でも知らないこともある。(すべてを知っている担当者は少ない)
- ・専門部門としてのプライドやメンツもある。

例えば、ある事柄について相談や疑問や問題点の説明を求める場合「他社ではこんな扱いになっているが、当社ではこのような扱いでよろしいのでしょうか？」等、自分の意見ではなく、噂や他社の例をダシにする等して、柔らかく相談し質問して頂きたい。

言い方によっては「あいつは権利意識の強い社員だ！」あるいは「会社の不満分子」として誤解され会社や上司から目を付けられる恐れがあるので注意して頂きたい。

- ③会社の人事・総務担当者に直接相談や質問しにくい場合、或いは説明を受けても、どうしても納得のいかない場合は、匿名で管轄行政機関や専門家（弁護士や社会保険労務士…匿名でなくてもよい）に聞いて下さい。
- ④上記①～③を踏まえた上で、それでも疑問の解消につながらないとか、問題の解決にならない場合は、本書第12章で掲載している外部機関への申告や申立てをすることになる。

申告や申立ての結果、是正や改善或いは解雇無効により職場復帰が出来たとしても、会社や周りの社員の見る目が変わり、その後快適で仕事がしやすい職場にはならない場合が予測されるので、申告や申立ては最後の手段として下さい。

従って申告や申立ては次のような場合に限られ、自身が相当の覚悟を持って行う必要がある。

（退職の強要や不当解雇、生死に関わる安全衛生上の問題、或いは極端なサービス残業や賃金カット等に限られ、その会社に見切りをつけることを覚悟の上で最低限の金銭的要求を得ることを主眼にして申告や申立てをする）

従って、本書の内容を理解してもすべてが解決するわけではありません。疑問や問題解決の糸口として利用頂ければ幸いです。

第1章

結婚・出産・育児休業・ 育児勤務・介護休業

1. 結婚したとき

妻を扶養対象にできるパート収入金額の限度

健康保険の被扶養者の認定基準…130万円未満

所得税の配偶者控除の対象

- ・配偶者控除 …103万円以下
- ・配偶者特別控除 …103万円超～141万円未満

又、会社によっては就業規則等により妻のパート収入が103万円を超えると家族手当の支給対象から除外される場合があるので注意。

1.1 結婚により氏名が変わったとき

次の書類を会社に提出することにより会社が氏名変更手続きをする。以下【 】の書類は会社が備付けている。

- ・健康保険被保険者証
- ・【健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更届】
- ・年金手帳
- ・雇用保険被保険者証
- ・【雇用保険被保険者氏名変更届】
- ・【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】…氏名変更の

為再度提出。

1.2 結婚した妻を扶養するとき

次の書類を会社に提出することにより妻を扶養申請する。
(健康保険と所得税では認定の基準が違う)

①健康保険の被扶養者申請（妻を健康保険の被扶養者に）

(提出書類)

- ・健康保険被保険者証
- ・【健康保険被扶養者（異動）届】
- ・妻の前年の源泉徴収票又は所得証明書（市町村発行）
等
- ・妻の年金証書

(妻の被扶養者の認定基準)

妻の年間収入が130万円未満で且つ夫の収入の1/2未満であれば夫の被扶養者として認定される。

但し、妻が結婚により会社を退職し、失業保険を受けられる場合は、失業保険受給期間中は原則的に健康保険の被扶養者として認定されない。

又、妻が夫の健康保険被扶養者認定されることにより、妻の国民年金は第3号被保険者として自動的に届出される。従って妻は国民年金保険料を支払う必要はない。

②給与所得の配偶者控除の申告（妻を所得税扶養控除の対象に）

(提出書類) 【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】
(配偶者控除認定基準)

妻のパート収入が年間103万円以下であれば所得税の配偶者控除として認められ、夫の給料から天引きされる所得

税が安くなる。

又、妻のパート収入が103万円超から141万円未満であれば、年末調整のときに【給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書】を提出することにより、配偶者特別控除の対象となり所得税が安くなる。但し、夫の収入が1000万円以下であること。

配偶者控除や配偶者特別控除の対象になると翌年の夫の住民税（市町村民税）も安くなる。

③会社へ家族手当の申請…会社に家族手当支給制度ある場合
（提出書類）【家族手当申請書】

但し、会社（夫）によっては就業規則等の規定により妻のパート収入が103万円を超えると家族手当の支給対象から除外される場合があるので注意。

2. 妊娠・出産したとき

2.1 被扶養者である妻が出産したとき

手続きすること

- ・ 出生児の健康保険・所得税の扶養申請及び家族手当・出産祝い金の申請
 - ・ 家族出産育児一時金42万円の給付申請
 - ・ 児童手当の申請・出生届・住民登録
- 出生届は出生地の市町村でも届出することができる。